

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和元年九月五日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資 金 管 理 団 体 の 名 称

取消年月日

伊東 康宏

いとう康宏後援会

一、六、七

大村 博信

大村博信友の会

一、六、二五

中村 省司

中村省司後援会

一、六、五

計屋 珠江

はかりや珠江後援会

一、五、一〇